

警察庁丙少発第 28 号
財 理 第 5399 号
平成 25 年 11 月 26 日

日本スーパーマーケット協会
会長 川野 幸夫 殿

警察庁生活安全局長



財務省理財局長



未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認等について（要請）

平素、未成年者の喫煙防止に関し、御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

日本学術会議による「無煙タバコ製品（スヌースを含む）による健康被害を阻止するための緊急提言」（平成 25 年 8 月 30 日日本学術会議健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会）の公表を受け、厚生労働省より、無煙たばこ・スヌースの健康影響に関する情報が提供されているところです。（<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/muen/>）

無煙たばことは、製品を燃焼させることなく使用するたばこ製品であり、スヌースを含む「かぎ用」や「かみ用」等の製品がありますが、いずれも、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）に規定する「製造たばこ」及び未成年者喫煙禁止法（明治 33 年法律第 33 号）に規定する「煙草」に該当します。

国内で流通している無煙たばこの中には、菓子に類似の外観を持つ小型の容器に入っている製品や、口腔内で使用する製品もあるため、その携帯や使用の判別が、他のたばこ製品よりも困難との指摘があります。このような特徴を有する無煙たばこについては、特に、販売店における水際での未成年者喫煙防止のための取組強化が重要であると考えられます。

未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認等の取組については、成人識別自動販

売機の全国稼働以降、平成 20 年 9 月 16 日付け文書（別添参照）等により重ねて要請しているところですが、貴台におかれても未成年者の喫煙防止の重要性を改めてご理解いただき、平成 20 年 9 月 16 日付け文書で要請した「年齢確認の徹底」（注 1）、「従業員研修等の実施」（注 2）、「未成年者喫煙防止の注意喚起」（注 3）及び「たばこ自動販売機の適正な管理」（注 4）について一層御尽力いただきますようお願い申し上げます。

また、以上の内容につき、傘下会員の皆様へ再度、周知・要請方御協力いただきたく、よろしくようお願い申し上げます。

（注 1）「未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底」：「運転免許証」、「身分証明書」等の提示を求めるなど年齢確認を徹底すること。

（注 2）「未成年者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施」：販売者は年齢確認その他必要な措置を講ずる義務があること、未成年者が自用に供することを知ってたばこや器具を販売した者は処罰されることなどにつき、従業員・経営者を対象とした研修等を適切に実施すること。

（注 3）「ポスターの掲示などの方法による未成年者喫煙防止の注意喚起」：未成年者の喫煙は法律で禁止されていることを表示したポスター等の掲示を行うこと。

（注 4）「たばこ自動販売機の適正な管理の実施」：たばこ自動販売機の適正な管理を徹底すること。